

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

四万十市は、平成 17 年 4 月 10 日に旧中村市と旧西土佐村が合併し発足した街であり、県内第 4 位の人口を誇る幡多地域の中核的な都市である。

本市の人口は、平成 2 年（1990 年）でみると約 40,000 人だったが、その後減少傾向にあり、少子高齢化が進展し、日本全体が人口減少社会に入った中、今後この傾向は進むと予測される。また、少子高齢化に伴い生産年齢人口も減少すると見込まれており、市内の消費の縮小と、担い手の減少により産業の活力が低下していくことが懸念される。

四万十市内の事業所数は令和元年時点で 2,350 事業所であるが、その多くが中小企業である。雇用情勢についても、正社員求人が少なくパート求人の割合が高いなど依然として厳しい状況にあり、第 1 次産業の就業者数は全体の約 1 割で構成比はほぼ横ばい。第 2 次産業の就業者数は全体の約 2 割弱で就業者は減少傾向にある。また、全体の約 7 割を占める第 3 次産業の就業者数も減少傾向にある。

本市は、高知県西南地域の経済の拠点として商業や、サービス業を集積してきたが、高齢化、人口減少による市内消費購買力の低下、大規模小売店の郊外進出、ネット販売や通信販売の発達など小売業を取り巻く環境は厳しさを増し、中心市街地の空洞化が進んでいる。

製造業においては、機械器具等の大規模なものづくり産業の集積に乏しく食料品窯業・土石製品、木材、木製品が中心となっている。一方で、地域の素材である農林水産物等は、大半が一次産品として素材のまま販売されている。そのため、一次産品を活かした加工商品などの商品開発を促進し、製造業の底上げを図る必要がある。

このような中、市独自の企業の経営支援・創業支援策として市内中小企業者の経営を支援するため、保証付融資を受ける際の保証料に対し一定割合を市が負担する四万十市中小企業振興資金信用保証料補給制度や、四万十市創業支援計画を策定し市と商工会議所や商工会、各金融機関と連携しながら創業を志す事業者の支援を行ってきた。

一方で中小企業の多くが所有する設備は老朽化が進み、生産性の向上に向けた足枷となっていることから、中小企業の生産性向上に向けた取り組みを支援していくことが喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、新たな雇用の創出、中小企業の労働生産性の向上を図る。

これを実現するための目標として、計画期間中に 5 件程度の先端設備等導入計画

の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

四万十市の産業は、農林水産業、製造業、小売業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が四万十市内の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

四万十市の産業は、旧中村地域、旧西土佐村地域と広域に立地しており、これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は四万十市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

四万十市の産業は、農林水産業、製造業、小売業、サービス業等多岐に渡り、多様な業種が四万十市内の経済、雇用を支えていることから、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の促進、IT導入による業務効率化、省エネの促進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多種多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年平均3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月26日から令和7年6月25日までとする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

・人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

・公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。